

2010年度 先進的大学評価システム調査事業

海外大学における内部質保証に対する調査報告書 (ヨーロッパ編)

イギリス キングズ・カレッジ・ロンドン, バーミンガム大学
ドイツ マインツ大学

法政大学

2011年12月

目 次

序章	2
第1章 イギリスの高等教育機関の質保証	4
1. イギリスの高等教育の特徴	4
2. 進学動向	4
3. 高等教育制度の沿革	5
4. 大学に対する評価制度の種類	6
5. 内部質保証制度	8
第2章 キングズ・カレッジ・ロンドン (KCL) の内部質保証の事例	11
1. キングズ・カレッジ・ロンドンの概要	11
2. 質保証のための組織形態：内部質保証事務局	12
3. 質保証の取り組み	12
4. 質保証への取り組みと研究との両立	15
第3章 バーミンガム大学の内部質保証の事例	16
1. バーミンガム大学の概要	16
2. 質保証のための組織形態：内部質保証事務局	16
3. 質保証への取り組み	17
第4章 ドイツの高等教育機関と質保証	20
1. ドイツの高等教育機関の特徴	20
2. 大学質保証制度の導入	21
第5章 マインツ大学の内部質保証の事例	23
1. マインツ大学の概要	23
2. 内部質保証事務局	23
3. ZQ の役割	24
終章	25
参考文献	27
付属資料 面談者と面談日時	28

序章

1. 調査の目的・方法

① 総長室付大学評価室の事業内容

法政大学総長室付大学評価室は、先進的・大学評価システム調査事業を実施している。この事業は、2010年から3年間にわたる継続事業として位置づけられ、教育研究の質向上に向けたPDC Aサイクルをさらに強化する目的を持つ。さらに、内部質保証体制の確立ならびにステークホルダーへの説明責任を果たすという効果も期待されている。今回の調査報告は、国内外の先進的な評価モデルを調査し分析する事業の一環として、海外の大学を調査した。

2010年度から2012年度にわたる3年間の事業計画の概要は以下のとおりである。

- 2010年度、海外大学（英独）調査研究、シンポジウム、OB・OGアンケート、企業アンケート
- 2011年度、国際シンポジウム、海外大学（アメリカ）調査研究、国内大学との相互評価。
- 2012年度、国際シンポジウム、海外大学による評価

大学評価室は既に2010年度に質保証に関する国内向けシンポジウムを開催しているが、今回の調査は、2012年3月1日に実施した国際シンポジウムの開催の準備をかねて以下のような実施内容となった。

①調査目的

欧州圏特にイギリスとドイツの大学における内部質保証体制について調査・分析を行う。

- #### ②出張者
- 公文溥・大学評価室長（社会学部教授）
 - 上林千恵子（社会学部教授）
 - 山田佳男（大学評価室課長）

- #### ③訪問地
- イギリスおよびドイツの大学

- #### ④ 調査期間
- 2011年2月6日（日）から 2011年2月13日（日）

2. 調査先と調査項目

① 訪問大学

- (1) イギリス…バーミンガム大学、キングズ・カレッジ・ロンドン
- (2) ドイツ…マインツ大学

② 主な調査項目

基礎調査 両国の認証評価システム

- (1) 法人および学部内の内部質保証システム
- (2) 教育プログラム評価の実際

- (3) ラーニングアウトカム評価の方法と指標
- (4) 教育・研究情報の公開状況
- (5) その他（国際シンポジウムの講演依頼）

③ 調査先大学選定の経過

世界各国の先進的な質保証システムについてすでに調査実績のある（財）大学基準協会に相談し、イギリスについては、キングズ・カレッジ・ロンドン、ユニバーシティカレッジ・ロンドン、バーミンガム大学の3大学、そしてドイツについてはマインツ大学の紹介をうけた。同協会が2009年3月に発行した『平成20年度文部科学省大学評価研究委託事業 内部質保証システムの構築 ―国内外の内部質保証システムの実態調査―』を踏まえて、各大学のホームページを確認し、本学としても前述の大学へ調査を依頼することとなった。なお訪問依頼の段階で、ユニバーシティカレッジ・ロンドンについてはスケジュールがあわず辞退をうけた。

3. 報告書執筆編集

- 公文 溥 全体統括
- 上林千恵子 第1章～終章
- 山田佳男 序章, 各章の図表および報告書編集

第1章 イギリスの高等教育機関の質保証

1. イギリスの高等教育の特徴

日本の高等教育、いわゆる大学教育と比較した場合の、イギリスの高等教育の特徴は、すべての大学が国の財政負担によって運営されていることである。私立大学という概念がなく、また近年はその大学への予算配分が抑制されているために、大学の 신설もほとんどない。2008年時点での高等教育機関は、大学が109校、その大学を含む高等教育機関全体は169機関である。国内総生産に対する高等教育段階への公財政教育支出の割合は0.9% (2007年度)¹であり、日本の0.6%よりやや高めである。そしてこの高等教育に対する政府支出はすべて中央政府によるものであり、アメリカのように州政府が関与することは一切ない制度となっている。したがってイギリスの大学はすべて国立大学とみなせるが、組織形態としては独立法人となっている。

授業料は2010年度の場合、イングランド最高額で3,290ポンド(2011年4月8日の為替相場1ポンド=140円で換算すると、およそ46万円)である。授業料徴収は1998年度から開始された。当初の1998-99年度は年間1,000ポンドであり、2002-03年度でも1,100ポンドに過ぎなかったが、2004年高等教育法の成立により、年間3,000ポンドを上限としてイングランドの高等教育機関は授業料の徴収が可能となった。2010年度はおよそ3000ポンドが相場となっている。

その結果、高等教育に占める公私負担区分では、公財政負担が2007年度は35.8%、私費負担が64.2%となって2000年当時と比較して公私の比率が逆転した。ただし、私費の中には公的補助が含まれるので、家計負担は52.0%まで低下する²。公的補助制度とは、授業料の減免制度、あるいは生活費のためのローン制度である。年度はやや古くなるが、1999-2000年度の場合、授業料全額免除の基準年収がおよそ20,000ポンド(およそ300万円)となるため、授業料全額免除者の割合はおよそ5割であった。2009年度入学者の場合、授業料の全額免除者は40%、一部減免者22%、全学負担者は38%であった³。授業料が引き上げられたが、免除者の割合も高いことが特徴である。一方、留学生はこうした減免の対象外であるから、留学生の負担が高まったことは指摘できる。

2. 進学動向

2007年度の18歳人口のフルタイム進学者の比率は62.5%であるが、高等教育機関へのフルタイム進学率に限定するとその割合は25.5%に低下する。この年齢幅を17-20歳に拡大した進学率を見ると、高等教育機関へのフルタイム進学者は32.5%、パートタイム進学

¹ 文部科学省(2011)『教育指標の国際比較 平成23年版』国立印刷局, p.42

² 同書, p.44.

³ Department for Business Innovation & Skills, “Student support for higher education in England, academic year 2010/11 (provisional)”

者は 34.3%である。日本やアメリカの高等教育機関への進学率と比較すると、依然として低い。

また英国に居住する 17 歳から 30 歳の国民の進学率は 2005-06 年で 43%である。政府はこの目標を 50%としているが、達成はむずかしい。政府は公立学校出身者や低所得者層出身者の進学率向上を政策目標としている。人口比ではおよそ人口の半分が低所得者層であるが、進学率に関しては階層間格差が顕著に反映されている。たとえば教育技能省（2006）『高等教育への進学率拡大へ向けて（Widening participation in higher education）』という冊子によれば、2006 年度で、専門職階層の進学率は 59%であるのに対し、非専門職階層のそれは 37%であるという [Department of education & skills, p.8]。

またこの進学率の階層間格差は、単に進学率だけではなく、進学を希望する大学の格差にも表れている。イギリスではラッセル・グループという大規模研究型大学（いわゆる上位 20 大学）への労働者階級からの進学率が低い。進学者が希望する大学それ自体の中に格差があり、また進学後の中退率も労働者階級が多く進学する大学では高いために、その是正が社会的な課題となっている。

3. 高等教育制度の沿革

イギリスの高等教育機関は、設立の時期によって Old Universities と New Universities に分かれる。オールド・ユニバーシティ（旧大学）とは、1992 年継続・高等教育法以前に大学として認められ、国王からの勅許状や立法措置で学位授与権と独立した法人格を与えられた機関である。オールド・ユニバーシティの中はさらに分かれ、12-13 世紀に起源がさかのぼれるオックスフォード大学やケンブリッジ大学、15-16 世紀のエジンバラ大学、セント・アンドリュース大学などがある。19-20 世紀はじめに設立された大学は都市大学、赤レンガ大学とよばれ、バーミンガム大学、ロンドン大学キングズ・カレッジ（キングズ・カレッジ・ロンドン）はここに含まれる。

また 1960 年代になると、ポリテクニック（技術系カレッジ）や高等教育カレッジから大学に昇格した当時の新大学が設立された。ポリテクニックは、労働者階級の者がパートタイムあるいはフルタイムで通う大学で、当初は慈善寄付で設立されたが、後に地方自治体によって管理されるようになった。その他に、教員養成のためのカレッジとして設置された高等教育機関があり、後に地方自治体がこれを管理した。教会からの出資を起源としているところが多い。

新大学とは、1992 年の継続・高等教育法により、学位授与権を取得し、大学という名称を使用可能となった高等教育機関を指す。それ以前は、大学と公立／ポリテクニック部門との二重構造となっていたが、それが解消された。イングランドの 34 のポリテクニック、5 つのスコットランドの教育機関、2 つの高等教育カレッジが大学へと昇格した。

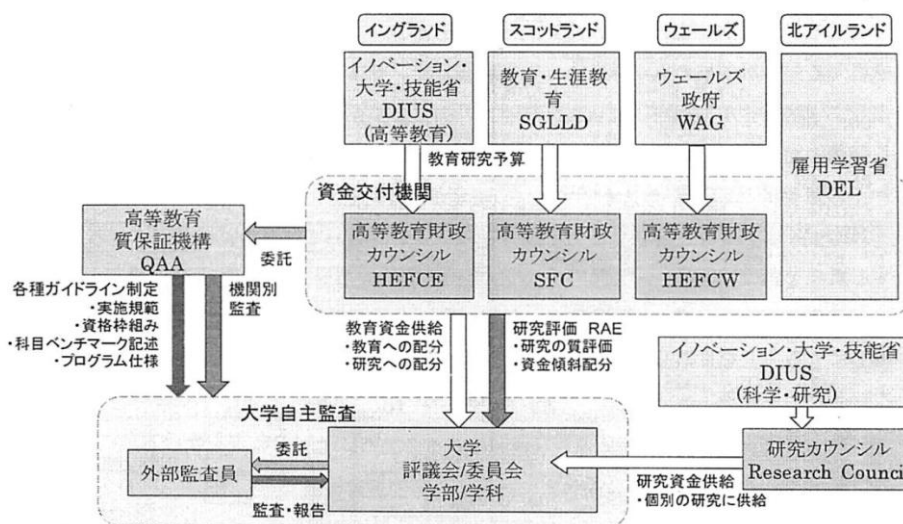
イギリスの高等教育機関担当相は、2007 年までは教育技能省とよばれていたが、2007 年 6 月に DIUS（イノベーション・大学・職業技能省）へと組織改編が行われた。その名称からもわかるように、科学技術や職業技能の発展と高等教育を緊密にむすびつことが目

指されたのである。その後同省は、2009年にBIS（ビジネス・イノベーション・技能省）と再度、組織改編が行われた。これは、従来のDIUSと、ビジネス・企業・規制改革省が統合されたものであり、英国の経済力強化を図る目的で大学と企業との連携に向けて一元的管理を達成しようとするものであった。英国の国際競争力と生産性向上のために、大学教育もまた国際競争力を持つ必要性があり、世界から優秀な学生と研究者を集めることが意図されているのである。

4. 大学に対する評価制度の種類

イギリスの大学に対しては、研究評価と教育評価という2種類の評価制度が実施されている。

図1 イギリスの大学評価制度の種類



出所：財団法人未来工学研究所編（2009）『大学の質保証及び学位プログラムの在り方に関する調査研究』未来工学研究所，p.182 注）DIUSは、Department for Innovation, Universities and Skillsであり、現在はBIS: Department of Business, Innovation and Skillsに改称された。

図1はイギリスの大学に対する評価制度の概要である。評価の種類は主たるものが次の4種類であり、それぞれ、①研究評価、②教育評価、③大学活動評価 ④大学自主監査(内部質保証)、と分類され、それぞれに監査主体が異なる。これらのほかに、マスコミによる大学ランキングがあり、ガーディアン紙とタイムズ紙のものが有名であるが、ビジネス・スクール(MBA)に関してはフィナンシャル・タイムズ紙毎年、ランキングを発表している。

①研究評価

これは R A E (Research Assessment Exercise) と略称されている研究評価で、1986 年に開始されてから、4-5 年ごとに実施されている。68 の研究分野ごとに実施され、これは日本の科学研究費の分野と類似した分類である。各大学はどの研究分野に応募するかを自ら決定し、研究者の業績資料を提出して海外研究者を含めた審査員による評価を受ける。評価結果は、学問分野別に大学の評価が 7 段階で評価される。たとえば、歴史学における大学の評価と対象となった研究者の割合、研究者数といった具合である。また高等教育機関ごとの評価も同時に発表され、たとえばケンブリッジ大学では最高位の 5* と評価された研究者が 73% を占める、などと例示される。

この研究評価は、研究資金の配分に影響し、5* に届かなかった教育機関への配分額が減額されるなど、研究資金の配分と連動していることが特徴である。

②教育評価(外部質保証)

大学の教育評価は、高等教育質保証機構：QAA (Quality Assurance Agency for Higher Education) という独立した機関が実施している。この機関は 1997 年に設立された。それ以前の大学に対する教育評価は、イングランド、スコットランド、ウェールズの各高等教育財政カウンシル(イングランドの場合は、HEFCE : Higher Education Finance Council と称されている)に委ねられていた。そしてこれらの財政カウンシルが高等教育の内部質保証を財政支援事業の一環として実施していたのであるが、評価に伴う費用や負担への不満、内部質保証監査と学問分野別評価 (subject review) への二重監査への不満などが被監査機関である高等教育機関から出たために、QAA に監査を委託する形で新たな機関が設置されたのである。

QAA による評価は研究評価ほどではないが、結果が著しく悪く再審査になった場合には、HEFCE からの資金供与が削減される可能性もある。評価は、他大学に所属する 4 人の評価者と事務担当スタッフ 1 人、学生 1 人の計 6 人で 1 チームによって監査大学への 5 日間の訪問によって実施される。事務担当スタッフは大学の幹部職員、学生は現役あるいはサバティカル中の学生の代表者か、卒業後 2 年以内の卒業生であり、学生代表は 2009 年より追加された。

機関別監査報告は被監査対象大学とのやり取りを経て、公表される。報告書は A4 判で 15~20 ページ前後の比較的短いものであり、QAA のホームページに大学名のアルファベット順に掲載されているので誰でも入手可能である。

この QAA による評価は、各教育機関がほぼ 6 年に 1 回の対象となる(スコットランドは 4 年周期)。監査内容は、これまで分野別教育内容評価 (subject review) と機関別評価 (institutional review) 2 種類であったが、近年は監査を受ける大学の負担を軽減するために、2006 年から分野別評価が廃止され、機関別監査 (institutional audit) に一本化された。従来の学問分野別評価は、学内で自主的に行われる内部質保証の一環としてのプログラム

評価に肩代わりさるようになったのである。QAA から派遣される評価チームは、内部質保証の結果としてとりまとめられた自己点検報告書であるプログラム評価報告書を検討するのであり、直接的に訪問調査によって学問分野別の評価を行うのではない。

結果としては形式的官僚主義の発露ともいべき書類作成については、教員間の時間コストの軽減化が図られ、大学の自主性が尊重されるようになった。反面では、各大学の教育内容とその水準に関して QAA による評価方法が間接的になったと言えよう。その分、内部質保証の方法について、QAA からの細かい指示がなされるようになり、日常的な教育活動の中に内部質保証活動が組み込まれたと見て差し支えあるまい。詳細は、後段で触れる。

③大学業績指標評価 (performance indicators)

研究評価 (RAE)、教育評価(外部質保証)がイギリスの 2 大外部監査方法であるが、それ以外に大学活動評価という評価もある。これは先の HEFCE のカウンシルが実施しているもので、大学へのポジティブ・アクションを採用するように促進する目的を持っている。1998 年から開始され、指標の中身は 2007 年に改定された。

評価事項は、

- 少数者の入学率 (公立学校出身者の割合、労働者階層出身者の割合、低進学地域の出身者の割合)
- 障害者の入学率
- 中退率(大学進学後の 1 年後の在学率、学位の習得率)
- 効率性(本来の学位修得機関と実際の在学期間の割合)
- 学術研究 (研究資金及び PhD 取得者週、研究資金・契約の獲得量の相関関係)
- 卒業生の就職率

などの指標が算定され、順位づけられる。

こうした指標を見る限り、イギリスでは大学があくまでも公的な機関として位置づけられ、社会の不平等に解消に役立つことが期待され、さらに公的機関として、提供された資金が有効に使用されていることを証明することが求められていることが理解できよう。

以上が、現在のイギリスの評価制度のうちの 3 種類であるが、4 つめの内部質保証については 2 つの大学でヒアリングを実施してきたので、項を改めて次に述べる。

5. 内部質保証制度

1) 目的

イギリスの内部質保証・外部質保証のいずれの制度も、大学の質保証を目的としている。イギリスの大学は、オックスフォード大学・ケンブリッジ大学に象徴されるように、国王からの勅許状あるいは議会からの学位授与権と独立した法人格を与えられた機関であり、法人として中世以来、学位授与権や土地・財産の保有権を認められた自治法人団体であった。そのため、「大学の自治」という用語が具体的な実現可能性をもつように、法律上でも

まだ経済上でも制度が整備されていたのである。この大学の自治が前提となつての、質保証制度であることにまず留意されなければならない。

このうち、学位授与権は大学独自の特権とみなされてきたのであるが、先にふれたように1992年以降、大学の種類が一元化されてその数が増加したために、学位授与権への標準化への社会的要請が高まり、第三者機関による外部質保証の必要性が生まれたのである。しかしQAAによる外部質保証が膨大な作業とコストがかかるものであることから、その一部が内部質保証という大学の自己点検活動へと一部肩代わりが行われるに至ったのは先に触れた。そのため、今、大学が独自に行う内部質保証が大きな比重を占めるようになったのであるが、これは「大学の自治」の精神を原則とすれば、外部質保証よりもまだ甘受できる制度として位置づけられるようである。

また一面では内部質保証制度は、イギリス国外におけるボローニャ・プロセスと連携を図るための制度であることも忘れられてはいけないう。ボローニャ・プロセスとは1998年から開始された欧州全体の高等教育の単位互換制度を目的とする過程であり、そのためには授業や単位制度の標準化を図らなければならない。そのために共通の手段が質保証制度に照らした手順と基準に則った、授業内容のシステム化・標準化なのである。欧州内の学位授与が同一のレベルであることこそが肝要で、そのために内部質保証で実施される教育内容の標準化が要請されているのである。

以上、国内では大学の増加に伴う学位内容の劣化を防ぐと同時に、対欧州にたいしてはボローニャ・プロセスを実現するという意味で、イギリスでは内部質保証の重要性が近年、とみに高まっていると言えよう。

2) 内部質保証の種類

内部質保証の中身は、①学問分野別の教育内容評価（programme review）と②学外審査員制度（external examiner system）が主たるものである。内部質保証の目的は、各大学が保持する学位授与権の質・水準について大学が自ら管理することにある。したがって内部質保証と称した場合でも、監査実施主体が大学にあるということだけである。教育内容評価は、同じ大学の教員が評価者であっても評価対象となる学科・学部以外に属していることが普通であり、また学外審査員制度では、その名称通り、審査員は他大学から招聘された同じ学問分野の研究者である。

①教育内容評価（programme review）

教育内容評価は、毎年、1年間の活動報告を各学部で取りまとめると同時に、5年ないしは6年の周期で他学部出身者、学外者を含む評価チームが各学部の教育内容について専門分野の見地から評価を行う。その際には、毎年作成される学部の活動報告書、学外審査員による報告書、全国学生調査⁴結果（National Student Survey: HEFCEが2005年より毎年実施している全国調査）、学生代表への面接調査、大学の経営指標などが参考とされる。

⁴ 政府が全国規模で実施し、各教育機関へはその結果がフィードバックされる。

ちなみに全国学生調査は、HEFCEのような公的機関が市場調査会社を通じて実施している、法政大学のFD調査のような類のものであり、質問の内容は、学生の授業評価アンケートと同種であり、「教員は解説がうまいか」「成績評価の基準が予め明確に示されていたか」「全体として履修コースの質に満足にしているか」など全体で22の質問項目が5段階評価で実施されている。ただ、FD調査と異なっているのは、実施機関が公的機関であるために、調査結果がUnistatsのwebsiteに掲載されていることである。このサイトを開けば、大学の学科ごとに最新の学生の大学満足度が掲載されているので、受験生やその助言者が進路を選択する際に参照できるようになっている。

学内の質保証委員会の下に行われるこの周期的な大規模な教育内容評価が、これとは別の周期でおこなわれるQAAによる外部質保証、すなわち機関別監査が実施される際に、点検対象となるのである。

教育内容評価の形式は、建前上は大学の自主的監査行為であるために決められていないが、大筋はQAAが提供する実施規則 (code of practice) に沿ったものである。また中には、バーミンガム大学のバイクス (BIQAES : Birmingham Integrated Quality Assurance and Enhancement System)のように、大学独自で評価制度を標準化して教育内容評価を実施しているところもある。

②学外審査員制度 (external examiners)

この制度はイギリス独自の制度で、イギリスのすべて大学とインド、スリランカなどイギリス連邦の諸国の大学で実施されている。制度の基本は、同僚審査ともいべきもので、所定のプログラム、教科で提供される教育内容の教育水準と学生の達成度を、他大学の教育内容と比較して評価するものである。いわば、教科内容の標準化を図って、教育内容の水準を維持する目的を持っている。

学外審査員の選考は、実施主体である各大学が行う。一般的には類似した教育機関の類似した学科の教員が選ばれるが、分野によっては企業出身者が学外審査員を務めることもある。

第2章. キングズ・カレッジ・ロンドン（KCL）の内部質保証の事例

ヒアリングを実施したキングズ・カレッジ・ロンドン（King's College London, KCL）の結果を以下に報告する。

1. キングズ・カレッジ・ロンドン（KCL）の概要

KCL は、ジョージ4世及びウェリントン公アーサー・ウェルズリーによって1829年に設立された。ロンドン大学のカレッジの中で最大規模を誇りイギリスでは4番目に歴史が古い大学である。9つの学部（School）を有する総合大学でありロンドン大学の他のカレッジと同様、独立した大学運営形態の流れのなかで2003年よりカレッジ独自の学位発行権が認められている。KCLはラッセル・グループのメンバーでイギリスの大規模研究型大学のトップ20のひとつであり、毎年巨額の研究費を獲得している。RAEの2008年度の研究評価ではイギリス国内で20位を維持している。卒業生には9名のノーベル賞受賞者がいる。

ロンドン市の中心部を流れるテムズ川周辺に5つのキャンパスが点在している。なお今回訪問した質保証事務局は、Waterlooキャンパス内のJames Clerk Maxwell Buildingにある。学部（School）は以下のとおり。

- Arts and Sciences Cross-School Initiatives
- Dental Institute
- English Language Centre
- Florence Nightingale School of Nursing and Midwifery
- Institute of Psychiatry
- King's Learning Institute
- School of Arts and Humanities
- School of Biomedical Sciences
- School of Law
- School of Medicine
- School of Natural and Mathematical Sciences
- School of Social Science and Public Policy

1) KCLの基本データ

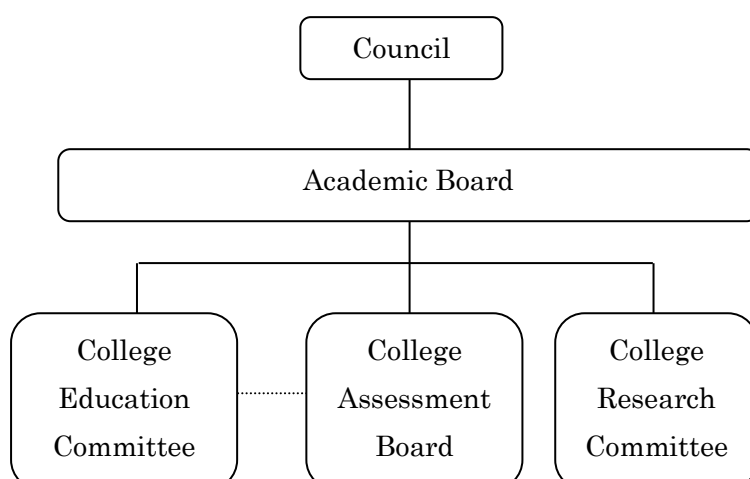
設立年	1829年
学生数（2009実績）	22,846名
	学部生 14,237名
	大学院生 8,609名 (Taught postgraduate 6,590名, Doctoral Researcher 2,019名)

	外国人留学生 6,147 名
教職員数（正規雇用のみ）	教員数 2,834 名
	職員数 2,708 名
年間予算額(2008 年度実績で £ 000)	484,883 (=約 65,460 百万円* £ 1=135 円で換算)
年間収入	485,622 (=約 65,559 百万円)
経路別収入（£ 000）	
Funding Council grants	150,207 (=約 2,028 百万円)
Tuition sees and education contracts	100,480 (=約 13,565 百万円)
Research grants and contracts	134,955 (=約 18,178 百万円)
Endowment income interest receivable	11,783 (=約 1,591 百万円)

2. 質保証のための組織形態：内部質保証事務局

KCL の質保証事務局の名称は、Quality Assurance & Academic Audit Office という。アカデミック・サービス（学務部門）の中に置かれ QAA による英国認証評価に対応する専門部署でもある。学習・教授支援，研究・大学院支援，学生データ分析の 3 つのチームに分かれ教育研究活動のサポート役を担っている。教育の質保証については，教学委員会（Academic Board）のもとに大学教育委員会（College Education Committee）および大学評価委員会（College Assessment Board）の 2 つの委員会が置かれて運営している。同部局は事務局である。なおスタッフは 15 名とのことである。

図 2 KCL の委員会構成



3. 質保証の取り組み

①QAAによる2009年機関別監査報告結果

KCLは2009年11月23日から27日の5日間、QAAからの外部監査を受けた。6年に1度の監査である。その内容は学問の水準維持と教育機会の質の両面にわたって、大学が適切に管理しているかを監査することにあつた。その結果、

- ・大学の当面および近い将来について学問レベルについての管理は健全性が認められる、
- ・学生に対する教育機会の質の管理についても健全性がみとめられる、

の両面について良好な結果を得ている。

また当大学の良き実践例 (good practice) としては、

- ・大学全体の政策形成および研究者志向の大学院生に対して大学院の役割が顕著である
- ・大学のホームページから大学内各種委員会の資料が容易に入手可能で、スタッフと学生に役立っている
- ・大学管理に、良き実践例を根付かせるべく努力している
- ・個人別チューターのためのオンライン・サポートの内容、範囲が適切でアクセスしやすい

などの諸点が指摘された。

他方、今後の改善点としては、

- ・教育内容の承認、監視、審査手順は、教育単位の内容を検討しつつも、大学全体として一貫性を持ち、厳密で独立性を持つように努めること
- ・学外審査員とそのレポートに関する手続きを明確化し、そこで指摘された問題点については学生に開示し、適切に対処してその結果を、時宜をはずさずに学外審査員へ報告すること
- ・試験規約のうち、恣意性を持つ条項の適用には一貫性を確保すること
- ・学生に関するデータの収集、分析、配布について体系的におこなうこと

などの諸点が指摘された。

キングズ・カレッジがそれぞれに歴史の異なる保健衛生学部から社会科学9学部を持ち、ロンドン市内とは言え5か所のキャンパスに分散していることを考慮すると、そこに大学全体の管理の一貫性と統一性を求めるQAAの監査報告の指摘は、なかなか実現が困難な側面を持っていよう。

②教育内容評価 (programme review)

キングズ・カレッジの教育内容評価は、他大学と同様に毎年行われる。執筆者は、学部長と教育内容主任 (programme leader) である。評価は、たとえば歴史学、物理学、などのように学問分野別に行われる。そのため、日本語訳では、学問分野別評価と訳されるばかりがあるが、要するに、学問分野の水準を公開し、評価してイギリス全体で標準化を行うために実施されている。各学部で実施された報告書は、大学教育委員会に提出される。

③学外審査委員制度(external examiner)

イギリスの高等教育機関の例にもれず、KCLにも学外審査委員制度が設置されている。学外審査委員制度は制度としては理想的であるが、給与計算、交通費計算書類管理などのために専任の職員が1人、配置されているほどの事務量である。

およそ教員数2650人に対して、学外審査委員は400人前後に達する。この学外審査委員は、任期が4年間で再任は2年間の猶予期間を経て可能である。仲間内のなれあいを防ぐ目的で、KCLの教員が学外審査委員の所属する大学の学外審査委員を務めていないことが選任の条件となっている。同一学問分野の教員を他大学から招聘するために、どうしても知り合い同士の間で学外審査委員の役割を融通しあう傾向になりやすいので、それを防ぐ目的でこうした規定を設けているものと推察される。

学外審査委員に招聘されると、少なくとも年1回は来校して、試験問題のレベルや答案を抜き取り検査し、その科目が適正な水準で教えられているかの監査を行う。その結果を報告書として学部委員会(Academic Board)に提出される。報酬は年間で500-600ポンド(1ポンド=130円換算でおよそ65,000円から78,000円)である。この水準の報酬であり決して高額ではないこと、また学外審査委員となる評価者が同一科目を専攻する研究者でなければならないこと、の2つの条件を考慮すると、どうしても互いの事情に通じた仲間内でこの役割を依頼することになりやすい。そのために、また学外審査委員の選任にあたってその方法と基準が厳格に決められているとも言えよう。

学外審査委員制度は、QAAによる外部監査によると、単に報告書を提出すること自体が目的化して、毎年の教育内容評価でその指摘についての言及がなされていない、あるいは学外審査委員の報告書提出が遅くて十分に役立っていない、などの指摘がなされていた。形式的官僚制の弊害とも言うべき点であろう。

④学外顧問(external peers)

学外審査委員が教科毎に任命されるのに対し、より高度のレベルでは学部ごとに学外顧問と呼ばれる人たちがいる。任期は4年間で、年間報酬は数千ポンドである。他大学の著名な研究者、エンジニア、看護学部の場合は著名な病院関係者、あるいはイギリスの大学の事情に通じている人が任命される。こうした学外顧問が、各学部に対して大所高所からの意見を述べ、毎年、提出される教育内容評価を検討すると共に、学科の新設に際してはイギリス全体を見渡しての意見を開陳するなどの役割を果たしている。とりわけ、その政治的影響力が効果を及ぼしているのではないかと、推測される。

⑤苦情処理

企業内部で労働組合員からの苦情処理プロセスが存在することと同様に、大学内部でも学生からの苦情処理プロセスが制度化されている。学生は成績評価への不満を、当局に正規の手続きを踏んで訴えることができる。その事務の担当部局も、KCLの学務支援・質保証部局である。

学生はインフォーマルに教員に試験結果について質問するだけでなく、その採点結果に同意できないときには、この部局に苦情を訴えることができる。病気のために受験不可能な場合でも、こうした苦情処理によって例外措置を実施してもらうことが可能である。年間 300～400 件程度の苦情処理が行われている。

また、学生の提出物が返却されないなどの不満も一種の問題点として、QAA 報告書で指摘されていた。

KCL の場合、学外者だけではなく、教育の受益者である学生も評価主体として位置づけられていることが大きな特徴であろう。

4. 質保証への取り組みと研究との両立

どの国の大学教員も、研究と教育の双方が大学人であるための必須の職務である。これまで触れたような広範かつ詳細な質保証のための注力が、研究行為を妨げることがあるかどうかについて質問をした。それについて答えた質保証部局長の発言によれば、明らかに教員はこうした教育内容の質保証に関する仕事に熱心ではないという。その理由は、教員の昇進が研究資金獲得の金額の大きさに左右されているのが現状であり、またその研究資金はそれまでの研究業績によって決定されるからであるという。

以上は教員個人の問題であるが、大学への資金配分も図 1 で見たとおり、RAE 評価によってのものであり、QAA による大学の機関別評価が資金供与を左右する割合は非常に少ない。すなわち、QAA 評価が悪い場合には、従来の資金供与を削減する可能性がある、という表現に見られるような程度であって、毎年の研究資金へは間接的な影響しかないのである。

こうした教員の昇進構造と大学の資金配分原理のために、内部質保証に向けての努力は事務局が期待するほど教員に広がっていないことも指摘できる。そのため、KCL では、年に 1 回、「教育大賞 (teaching award)」という賞を設けている。これは学生の投票によって、好い授業をした人に対して与えられるものである。

以上、キングズ・カレッジ・ロンドンの内部質保証の取り組みは、様々な欠陥を指摘されているとはいえ、イギリスのラッセル・グループの一員として、教育内容の点でも他大学の模範となっていかなければならない、という自覚がみられるのであり、その自信を前提にして、内部質保証についての充実化を図っていると思われる。

第3章. バーミンガム大学の内部質保証の事例

1. バーミンガム大学の概要

大学が所在するバーミンガム市は、イギリス第二の都市でロンドンから北西へ電車で1.5時間程に位置する。メインキャンパスは、250acre (100万㎡超)のEdgbaston Campusである。市中心街から車で15分程度の距離で電車やバスでもアクセスができる。ほかにもSelly Oak Campus (80 acre=32万㎡超)は、Edgbaston Campusから2マイルの距離に位置している。キャンパス中央にそびえる100メートル高の時計台は世界的建築物として有名である。KCL同様にイギリスのラッセル・グループに所属し研究志向型大学である。卒業生には、バーミンガム出身のネヴィル・チェンバレン首相はじめ8名のノーベル賞受賞者がいる。

大学は現在5学部 (College) 28学科 (schools and departments) で構成されている。学部は以下のとおり。

- College of Arts and Law
- College of Engineering and Physical Sciences
- College of Life and Environmental Sciences
- College of Medical and Dental Sciences
- College of Social Sciences

バーミンガム大学の基本データ

設立年	1900年
学生数 (2009実績)	合計 26,000名 (4,500名は外国人留学生: 150カ国)
	学部生約 17,500名 (20%は'Local')
	大学院生約 8,500名 Taught Postgraduate 6,000名 Doctoral Researcher 2,500名
	外国人留学生 4,759名
教職員数	教員約 2,500名 (うち27%はヨーロッパ圏外) 職員約 1,250名
外部研究資金 (£000)	850,000 (=11,475,000円)

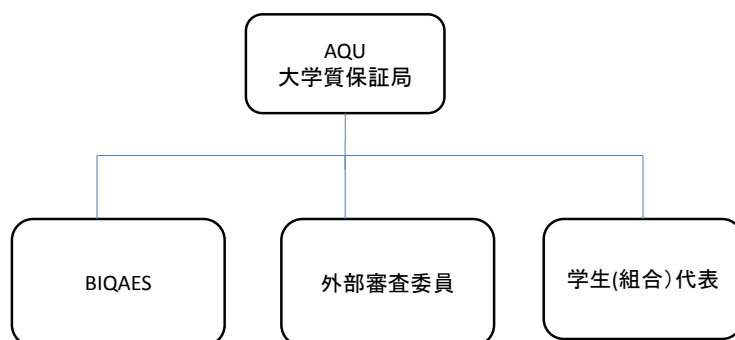
2. 質保証のための組織形態: 内部質保証事務局

バーミンガム大学における質保証体制は、Academic Quality Unit (AQU) という全学的な組織が管理している。AQUはPro-Vice Chancellorなどから構成される委員会であるが、

①BIQAES*の活動支援, ②External Examiner, ③Student Representationの3つに分かれる。各学部には, College Quality Assurance and Enhancement Committee (CQAEC) と呼ばれる質保証・向上委員会がある。さらにUniversity Quality Assurance and Enhancement Committee (UQAEC)という大学レベルの質保証を管理する委員会がある。

*バーミンガム大学における内部質保証の統合システムの総称は, The Birmingham Integrated Quality Assurance and Enhancement System (BIQAES : バイクスと発音する)と呼ばれている

図 3 バーミンガム大学質保証事務局の業務



3. 質保証への取り組み

1) BIQAESの目的と取り扱い業務

実質的な内部質保証(大学評価)は, BIQAESが管理している。BIQAESは2004年から開始された, バーミンガム大学における標準化された内部質保証の方法であり, いわば, 各学部, 各学科の基本的な健康診断項目の役割を果たしている。

大学評価の目的は以下のとおりとなっている。

- 学生の学習成果や学習機会の質の評価,
- 優れた取り組みや弱点の評価,
- 学部学科の水準を点検・向上させるための効果的なシステムをチェックするための機会の提供,
- 現状のシステムの改善と発展の支援,
- 自己点検評価データ提供,
- 学生や外部評価委員からのフィードバックに対する検討事項の枠組みの提供。

なおBIQAESによる評価の枠組みは次のとおり分類されている。なお評価の際には, 法人系組織Academic Serviceのスタッフの協力を得て行われている。

2) BIQAESの種類

①年度評価（モジュールおよびプログラム評価）

毎年実施されている教育内容の評価である。モジュールとは学習単位のこと、たとえば「都市・地域計画」の科目の場合は、a) 都市改革の歴史、b) 現在の計画の慣行と現在の計画上の問題、c) 社会、空間、政策、d) 経済、空間、政策、e) 計画作成演習、d) 計画作成演習、のa)からd)までのそれぞれが一つのモジュールを構成している。そしてそのモジュールは教員一人が、セメスター単位で週1回ないしは2回の授業を開講していることを意味する。すなわち、特定の科目が緊密なモジュール単位で構成されて初めて授業内容に信頼性が生まれるという構造になっている。一つのモジュールは10単位、1年間で120単位を取得し、これがプログラムと呼ばれる。3年間で、360単位修得が義務付けられる。

このモジュール評価は、学生による授業評価アンケート（A4判1枚の大きさで、12項目を4段階評価するものと、自由記入欄、記名式で学生番号を記入させるものと、A4判2枚で記名は自由とするものとあり、全学で統一されているわけではない）を参考にする。このアンケートは、学外審査委員会には記名したままチェックされるが、評価対象となる教員には結果だけが報告される。

この学生からの授業アンケート以外に、学外審査委員会からの報告書も参考に、学部長がこのモジュール評価を行う。

また毎年のプログラム評価は、プログラム責任者が決められた様式に従って記入し、学部長に提出するものである。

②総括的プログラム評価（comprehensive program review）

5年毎に学部内の学科毎に行われる評価であり、評価主体は学科にある。いわば学科が外部に委託した自主点検とみなせよう。評価者は合計6人、他学科(同一学部か否かは問われない)の教員5人以内と、最低1人は他大学、専門職団体、産業界出身者で構成されている。カリキュラムが適切でかつ合理的に一貫性を有しているかどうかをチェックする。資料は、学外審査委員会報告書、学生アンケート結果以外に、BIAQES専用統計データ、QAAの基準、各授業科目ごとの学習成果などである。この総括的プログラム・レビューの報告書は、QAAによる機関別監査（いわゆる外部評価）の際に、その評価の在り方が厳格かつ適正かどうか監査対象となる。

報告書の書き方は統一されており、優れた実践例と、今後の改善点とそのためへの勧告を必ず記入することが要請されている。次に触れる学科別評価の中で学科の体制や運営方針が監査されるので、総括的プログラム評価では学科の教育内容、教育方法、成績評価の方法などに限定して評価が行われる。

③学科別評価（school quality review）

6年毎に行われる評価で、大学が各学科に対して組織運営を対象とした評価を行うものであり、大学が評価主体となっている。先のプログラム評価と異なって、各学部の学科（プログラム）別応募者、入学者、卒業者の状況、博士課程の教育、プログラム評価の運営、

教育施設などが評価対象となる。

評価者は①教育担当副学長，②同じ学部で関連科目を担当する教員，③他学部で科目の関連がない教員，④学科が指名した外部者，⑤学生組合の教育担当副組合長，⑥大学の評価室から秘書，の合計6人で構成されている。学部担当者からのヒアリングは2日間にわたっておこなわれ，学部別評価報告書が執筆，公表される。その12カ月後には，各学科はその後の進捗レポートを，学部質保証委員会および大学質保証委員会の双方に提出することが求められている。

3) 学外審査委員制度 (external examiner)

学外審査委員制度は，大学内で教育される個々の科目のレベルが，イギリスの他大学の同一レベルにあることを保障する目的で設置されている。学外審査委員は，大学関係者と学科によっては実務家から選抜され，夏休み期間に2日間，バーミンガム大学を訪問し，試験問題，試験答案や成績評価方法などを評価し，大学の定める基準とガイダンスにしたがって単位が与えられているかを審査する。

審査委員は，過去5年間にバーミンガム大学で就労した経験がなく，かつ上級講師以上の資格を持つ者となっている。調査当時の2011年2月時点では，審査委員の人数はおよそ400人で80大学から委員を選任している。事務局によれば，個々の委員の交通費算定だけでも多大な業務量となるということであった。

4) QAA による 2009 年機関別監査報告結果

バーミンガム大学では，2009年にQAAによる外部評価が実施された。BIQAES呼ばれている独自の内部評価システムを実施している大学への評価であるために，当然のことながらBIQAESへの評価が高かった。また，大学全体で従来の教授方式に変えて個別学習性を取り入れ，学生の質問に答える形で授業を展開していることが評価された。

またバーミンガム大学は2000年以降，A2Bスキーム (Access to Birmingham) と呼ばれるプログラムを実施し，貧困家庭出身者ではあるが能力ある者への入学促進対策を実施しており，その対策への評価も高い。またキングズ・カレッジ・ロンドンと同じく，授業面での貢献度が高い教員には，2006年以来，毎年，学部長表彰が行われている。

第4章 ドイツの高等教育機関と質保証

1. ドイツの高等教育機関の特徴

ドイツの場合、2008年度の19歳大学進学率は25.3%、他の高等専門学校は15.8%で、合計で18歳の進学率は41.1%となる。アビトゥアとよばれるギムナジウム修了で与えられる大学入学資格取得者の割合は32.1%である。1970年代にいわゆる技術者学校、高等専門学校が昇格した専門大学に比較して、従来からの学術大学は未だ狭き門といえるだろう。この学術大学は伝統的な総合大学（Universität）のほか、教育大学、神学大学などがふくまれ、博士号や大学教授資格の授与権を持つ。大学数は2008年で312校である。国内総生産に対する高等教育への公財政教育支出割合は1.1%であり、日本の0.6%、イギリスの0.9%よりも高い。

アビトゥアという大学入学資格を授与されれば、ドイツの場合、どこの大学へも入学できる。中央学籍配分機構(ZVS)という機関が、ドイツ全体を一括して、入学者を決定する仕組みが取られているからである。しかし、2004年以降、大学の裁量で入学者を選抜できるようになり、その割合は最大60%となっている。人気のある医学部の場合、2008/09年冬学期のマインツ大学では入学定員は172人であった。予備選抜としてマインツを第1-3志望に挙げている者が選ばれ、次の本選抜でアビトゥアの平均点数が考慮される。従って、入学試験は実施されないものの、ギムナジウム修了時のアビトゥアの受験が大学受験勉強ということになる。

入学後は、4-5年が標準的な学習期間で、ディプローム試験、マギスター試験という国家試験に合格すれば大学卒業と見なされる。単位という考え方はなく、自由な学習が建前であり、その分、中退率も高く、平均で2割前後となっている。もちろん中退率は学問分野によって異なり、数学などではその比率が高い。

ドイツの従来からの主要な大学はすべて国立大学であり、授業料は徴収されない。基本的にはドイツ連邦の各州が地元の大学を管理する権限を持っているので、州の方針によっては低額で授業料を徴収している大学もある。マインツ大学が設置されているラインラント・プファルツ州の場合、1 Semester（半年）で、およそ650ユーロ（75,000円程度）前後であった。

ドイツの高等教育とは、このように従来からのエリート教育を保持していたために、1999年のボローニャ宣言に始まる、ボローニャ・プロセスの影響を大きく受けることになる。このヨーロッパの大学全体をめぐる改革では、大学を3年の学士課程、その後の2年を修士課程と位置づけ、2段階5年間の教育を構築している。従来の国家試験さえ合格すれば大学卒業を認定されるという自由な制度とは大きな違いが生じたのである。しかし、ボローニャ・プロセスはアメリカの大学を意識してヨーロッパの大学の水準を維持・向上させるために政治的に決定された取り決めであるので、ドイツの高等教育機関全体がこのプロセスの方向に従っている。

2008年に、ドイツ大学連盟が発表した見解では、ボローニャ・プロセスは失敗だと断じ

ている。従来の4年分の学士課程のカリキュラムを3年間に詰め込んだ結果、大学生の中途退学率は高く、大学で20%、専門単科大学で22%に上昇した。理学部では2人に1人、工学部では3人に1人が学位取得に至らないという。ボローニャ・プロセスに切り替えた学科は、2008年の時点で7割であり、ドイツ大学連盟は残りの学科は導入に慎重であるように求めている。

2. 大学質保証制度の導入

1) 質保証制度 accreditation の導入

ドイツの質保証制度の導入も、ボローニャ・プロセスと同様に、アメリカを中心とするアングロ・サクソンの大学制度に対抗するために導入された。1998年に、ドイツの大学に対して質保証の実施が法律で義務付けられている。

この質保証制度は根本的には、知識生産の場である大学に、一般の市場と同じ市場原理を導入するために試みといえよう。ヨーロッパ大陸諸国の質保証制度は、アングロ・サクソン諸国の質保証制度とはやや趣を異にする。それは市場原理の導入という意味が、大学間の競争を強いるという意味よりも、大学の国家からの支配を弱めるという目的を持っているからである。大学が公的部門の一員として独自のガバナンスを獲得する手段として、自らが実施する質保証制度を位置づけたのである。先のボローニャ・プロセスでも、この質保証制度は従来の大学の在り方を変更するための改革原理として高く評価されていた。ボローニャ・プロセスの進行と、この内部質保証制度の導入は軌を一にしているといつてよいであろう。

2) (外部) 質保証制度の内容

ヨーロッパの大学で、質保証制度といった場合、日本で想像されるような教育内容に関するものだけではない。大学教育、研究、大学管理の3分野が三位一体となって質保証の対象となっているのである。そしていずれの分野においても透明性と公開性を高め、公的部門である大学の費用を節約すると共に、その地位を高めて国家利益に貢献することが期待されている。

ドイツでは質保証制度をアクレディテーション（以下、「評価」と称する）と呼ぶが、これは外部質保証制度である。まず学位評価機関協議会が設置されている。ここは法律で規定され、資金と人材は連邦国家の教育文化省に依存している。この評議会の参加に、独立の評価機関が分野別に6つ存在している。イギリスの場合は、外部評価がすべてQAAに一元化されていることと比較して、ドイツの特徴はこの複数の評価機関の併存状態にある。6つのうちどの評価機関を利用するかは大学の選択に委ねられている。

この評価機関は、専門分野別に評価を御子なる。目的は学位の最低基準を設定し、教育の質の向上を目指すことにあり、結果は公開が前提である。

また大学側のスタンスとしては、州政府の意を受けたこうした評価機関に対して、大学としての独立性を維持したいという持続的な抵抗を示していることも大きな特徴である。

元来、ドイツの大学は 16 の異なる州独自の教育制度の下に置かれており、そのため、連邦政府の傘下にあるこうした評価機関に対しては抵抗感を持っていると言ってもよいだろう。

しかし、他の大陸諸国と比べてドイツの評価制度はリベラルとも言え、国家管理はさほど強いとは言えない。しかし、大学評価の成果が大学予算の増大として反映される余地が、大学予算の削減で少なくなっている現状では、大学評価への反対が大学側から起きていることも当然と判断されている。

評価方法には 2 種類ある。一つは、プログラム評価であり、科目ごとに評価が行われる。大学で教えられている専門科目を、その担当者以外の評価機関が評価するので、評価される教員は大きな不満を持つ。5 年ごとの評価である。その内容には以下の 3 つが含まれている。

①質保証のための手段と制度を兼備しかつ明確な目的をもった健全な教育プログラムが実施されているか

②一定の期限内に実現可能な学習プログラムが存在しているか

③学生の必須プログラムに透明性があるか

などの基準が、プログラム評価の基準となっている。

しかし、外部評価機関のおこなう外部質保証制度、いわゆるプログラム評価に対しては、大学からの反対は根強いものがある。その理由は以下のとおり。

- プログラム評価と他の分野の質保証に一貫性がない
- 教育面の評価に偏り過ぎていて、大学全体の発展が置き去りにされている
- 時間と費用、人的体制の側面においてプログラム評価の負担が大学にとって大きい
- 評価機関は新たに大量に設置された学士および修士プログラムに対応困難である
- 評価機関の決定に一貫性が欠如している

以上のような現存の外部質保証制度の欠陥は理由のないことではない。外部質保証は、時間、費用、人的体制の上で非常に負担が大きいにもかかわらず、質保証自体の効率性が乏しい。評価結果がでるまで 2 年の歳月を要し、結果が出されても利用価値が低下している。また、プログラム評価は科目ごとに評価されるために、評価される側からの不満が大きく、これが質保証制度全体への不満と疑問へとつながっていたのである。

そこでこうした問題を解決すべく、別種の評価制度が考案された。これがシステム評価と呼ばれるもので 2008 年から始まった。実施担当者は大学当局であり、大学全体が評価対象となる。最初の評価から 6 年後に 2 回目の評価が行われる予定である。プログラム評価か、システム評価のいずれを選択するかは、評価される大学が選ぶことができる。評価結果は、合格・不合格の 2 種類しかない。

次章で後述するマインツ大学ではこの内部質保証制度であるシステム評価を導入した先進的な大学である。この方式による質保証制度が現在、ドイツの大学で採用され始めたばかりである。内部質保証が健全に実施されていることが証明できれば、外部からの質保証の代替となるという前提である。そこで以下に、システム評価を先進的に導入したマインツ大学にその事例を見ておこう。

第5章 マインツ大学の内部質保証の事例

1. マインツ大学の概要 (Johannes Gutenberg-University Mainz)

マインツ大学は、ドイツ南西部のラインラント＝プファルツ州（州都マインツ）に位置する公立の総合大学である。学生数は30,000名を超え、現在は以下の15学部が設置されておりドイツの中で最大規模のひとつである。

- Natural Sciences
- Mathematics / Computer Science
- Medicine / Dentistry
- Economics
- Law
- Social Sciences
- Media Sciences
- Linguistics and Literature
- History
- Cultural Studies
- Theology
- Translation / Interpretation
- Fine Arts
- Music
- Physical Education

1) マインツ大学の基本データ

設立年	1477年
学生数	約35,000名
教職員数合計（2009年8月1日現在） （研究パンフより）	9,500名
教員数	2,800名（560名はProfessor職）
職員数	6,700名
年間予算額(mio€)	250 （=約28,750百万円*€1=115円で換算） the third-party funds 65(=約7,475百万円)

2. 内部質保証事務局

質保証向上センターは、Zentrum für Qualitätssicherung und -entwicklung（以下ZQ。）と呼ばれており、前身は1992年に教育学習促進のためのパイロットプロジェクトとして設

立した。その後 1996 年に高等教育への評価に関するプロジェクト開始、1999 年に ZQ が正式な組織として発足した。さらに 2003 年から 17 大学が加盟する評価機関の財団法人「西南地域大学評価連盟」(Hochschulevaluierungsverbund) の運営事務局となっていて、近隣の加盟大学の質保証も要請によって担当している。2006 年からシステム評価のパイロットプロジェクトを開始している。現在は、研究者 25 名、学生 25 名で構成され、スタッフの多くが財団法人のプロジェクトに従事している。

ZQ が担当する役割は、主として研究・教育の双方の領域にわたってその質に関する多様なデータを収集することである。このデータ収集の対象が、大学全体の組織的内容に関するものも含まれる。また大学内部にある既存のデータばかりではなく、学生の学習時間調査、高等教育等に関する研究、卒業生調査なども実施している。その他、教育方法の評価、システム評価、プログラム評価も実施している。

こうした業務を遂行するために、ZQ の組織は各学部から独立した性格をもっており、大学総長直轄下に置かれているのではなく、大学評議会に付属する特別委員会の管理下に置かれている。またマインツ大学の ZQ の内部に、の事務局が設置されている、

3. ZQ の役割

マインツ大学では、評価対象となる個々の学部は、外部機関によるプログラム評価か、大学内に設置された ZQ による評価のいずれかを選択できる。ZQ がプログラム評価を実施する場合には、各学部に対して、継続的な科目の発展が保証できるよう何らかの質保証制度の導入を進めている。またそうした措置が、ボローニャ委員会の意向に沿っているかどうかも配慮されており、ZQ は各学部・研究機関に対して質保証に関してコンサルタントの役割も担っていることがわかる。

元来、このシステム評価は従来のプログラム評価の不備を補う形で創設されたものであるから、大学内では ZQ によるプログラム評価の方が選好される。評価される側の学部・研究機関に関しての情報を ZQ は蓄積し、その後の事情を理解したうえで評価が行われるので、効果的なシステム評価が実施できると ZQ は自賛している。

しかし、そうなると大学内部の自律性の獲得と反比例するかたちで、外部の意見が反映されにくくなる、すなわち閉鎖性を再現させるという側面もあり、この点については ZQ 自身が自覚しているようだ。

また質保証制度は、PDCA サイクルで継続的に監視される制度であるが、その結果は教育プログラムの向上が図られただけでなく、評価と大学管理とが密接に結びつけられることにより、教育の質の向上のための大学管理がより効果的に実施しうるようになったことである。

終章

今回訪問した 3 大学はいずれも大学の内部質保証を実施している好事例で、すべての大学でこれほど綿密な質保証が実施されているとは限らない。しかしながら、英独双方の大学では教育の質保証について、日本と比較して非常に真摯な取り組みが行われているという事実には変わりがない。

その背景には、第 1 に、欧州の場合、すべてが国立大学であり、予算配分、監督などの上で政府統制がとりやすいということを指摘しておかねばならない。また、国立大学であるために、応募者の人数や市場での人気に関わりなく、レベルの標準化を行った上でそのレベルに達しないと学生については進級を認めないことが可能であることだ。学位の内容を守るということは、イコール、その基準に達しない学生については学位授与をしない、という意味である。したがってこれが厳密に機能すれば、大学毎に、あるいは専攻分野ごとに進級、卒業者の割合が異なる。その結果、ドイツのマインツ大学では、数学の進級者割合が大きかった。総じて、学士授与の厳密化を可能とするには、ドロップアウトする学生の人数が一定数、生じて、大学制度上も、大学財政上も運営に困らないという前提に立っていなければならない。イギリス、ドイツの主要な大学はすべて国立大学であるからこそ、こうした中退者の存在を前提にできる。

もし日本の私立大学がこうした中退者を授業の達成基準未達を理由に排出した場合、授業を払い込んだ学生とその保護者からクレームが来ること恐れが多分にある。日本の場合は、学生のレベルに応じて授業内容を変化させて一定割合の単位取得を認めているのが実情であり、そうした教育方式にもそれなりの合理性が存在する。しかしいまだ大学生、特にフルタイムの 4 年生大学生は相対的にエリートである欧州社会では、学生を基準にして教育内容を決定するというよりも、一定の学問レベルを基準にしてそれにふさわしい大学生を決定するという教育方式が可能であるといえよう。

質保証が厳密に実施されている背景の第 2 の要因として、大学自身が国内外の大学と競争関係に置かれていることを指摘しなければなるまい。国内では大学間の評価が毎年公表されており、その結果は、進学希望者の参考にされる。国外では、ボローニャ・プロセスによって教育課程の標準化が理念として合意され、質保証という形で標準化が進展している。質の標準化が行われれば、内容の比較が進学希望者、大学関係者、保護者などにとっても簡単になるので、そこに競争が生じてくることは当然の成り行きであろう。

今回の調査では、教育の質保証にテーマを絞ったために、研究内容の質保証については触れていない。しかし、研究内容については「業績」という非常に簡明な指標が存在するために、研究内容についての質保証と競争は、実は教育内容以上に厳しいと思われる。とりわけ、優秀な研究者はともすれば良好な研究条件が与えられるアメリカに転職する可能性が高いため、アメリカの大学の研究水準に劣らないためにも、研究分野での質保証、研究資金の分配方法と教員の審査は、優勝劣敗の原則に基づき、厳しく行われているよう

である。

また、学問分野によって教育の質保証については取り組み姿勢が大きく異なる。学位が意味あるものであるために、その教育内容が保証されていなければならない、というテーマは、その重要性が学問分野について異なる。人間の生命を預かる医学、あるいは安全性が最優先課題である工学分野では、容易に教員間で質保証について合意が取りやすい。ところが、芸術、音楽のような個性を重んじる分野では、標準化が何を意味するか、あるいは標準化がかえってマイナスに働くのではないかとの懸念が払拭されない。経済学、経営学分野では、「製品の質管理 **Quality Control**」という考え方が浸透しているので、教員間の抵抗は文系に所属する学問分野の中では少ないようであった。

教員間の質保証活動についての抵抗、と書いたが、これは実は理念への抵抗以上に、実質的には質保証実施にあたっての書類作成にとられる時間が多く、それが研究活動を妨げるという事実根差した抵抗である。したがって、大学の質保証実施の可能条件として、書類作成を実質的に行う、あるいは援助する職員層の配置が欠かせないであろう。今回の訪問先大学はすべて国立大学であるから、質保証担当部局への手厚い人員配置が目についた。日本の私立大学の立場から見ると、こうした人的資源をどうひねり出すかが課題であろう。

参考文献

〈邦文文献〉

- ・猪木武徳, 2009, 『大学の反省』 NTT 出版
- ・榎本剛, 2002, 『英国の教育』 自治体国際化協会
- ・木戸裕, 2005, 「ヨーロッパの高等教育改革——ボローニャ・プロセスを中心にして」『レファレンス』 200511 月, 国立国会図書館
- ・木戸裕, 2009, 「ドイツ大学改革の課題 —ヨーロッパの高等教育改革との関連において」『レファレンス』 2009 年 5 月, 国立国会図書館
- ・工藤潤, 2010, 「大学基準協会が実施する新大学評価システム——内部質保証システムの構築の重要性」『大学評価研究』 第 9 号, 大学基準協会
- ・クラーク, ジル (吉川裕美子訳), 2007, 「イギリス高等教育における質保証」『大学評価・学位研究』 第 6 号, 大学評価・学位授与機構
- ・大学基準協会編, 2009, 『平成 20 年度文部科学省大学評価研究委託事業: 内部質保証システムの構築——国内外大学の内部質保証システムの実態調査』 大学基準協会
- ・大学評価・学位授与機構編, 2010, 『諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要 英国』 大学評価・学位授与機構
- ・中央教育審議会大学分科会, 2009, 「グローバル化の進展の中での大学教育の在り方について」 第 74 回配布資料 4, (2011 年 3 月 15 日引用)
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/siryo/attach/1232196.htm
- ・日本学術会議編, 2010, 「回答: 大学教育の分野別質保証の在り方について」
http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/division-8.html__ (2011 年 3 月 15 日引用)
- ・安原義仁, 2005, 「イギリス高等教育の質的保証システム——基本構造」 広島大学高等教育研究開発センター編 『高等教育の質的保証に関する国際比較研究』 COE 研究シリーズ 16 所収, 広島大学高等教育研究開発センター
- ・未来工学研究所編, 2009, 『平成 21 年度先導的・大学改革推進委託事業: 大学の質保証及び学位プログラムの在り方に関する調査研究報告書』 未来工学研究所
- ・文部科学省編, 2011, 『教育指標の国際比較 平成 23 年版』 文部科学省
- ・ルイス, リチャード (吉川裕美子訳), 2005, 「講演録: ボローニャ宣言—ヨーロッパ高等教育の学位資格と質保証の構造への影響」『大学評価・学位研究』 第 3 号, 大学評価・学位授与機構

〈英語文献〉

- ・Grendel, Tanja & Resenbusch, Christoph, 2010, “System accreditation: an innovative approach to assure and develop the quality of study programmes in Germany”, in *Higher Education Management and Policy*, vol. 22, no.1, OECD
- ・Serrano-Velarde, Kathia E., 2008, “Quality Assurance in the European Higher Education Area: The Emergence of a German Market for Quality Assurance Agencies”, in *Higher Education Management and Policy*, vol. 20, no.3, OECD

付属資料 面談者と面談日時

(1) King's College London 2011年2月8日

Ms. Hilary Placito, Deputy Registrar (Quality)

場所: Quality Assurance & Academic Audit Office

Tel: +44-20-7848-3366

e-mail: hilary.placito@kcl.ac.uk

(2) University of Birmingham 2011年2月9日

Dr. Mike Beazley, Senior Lecturer, e-mail: m.j.beazley@bham.ac.uk

Mr. Mark Jeffery, Academic Quality Officer, e-mail: m.c.jeffery@bham.ac.uk

場所: Center for Urban and Regional Studies, School of Public Policy

Tel: +44-121-414-3278

(3) Johannes Gutenberg University Mainz 2011年2月11日

Dr. Sabine Fahndrich, e-mail: sabine.fahndrich@zq.uni-mainz.de

Ms. Victoria Lipovsky, M.A. e-mail: Victoria.Lipovsky@zq.uni-mainz.de

Ms. Wencke Oestreicher, M.A. e-mail: wencke.oestreicher@zq.uni-mainz.de

Ms. Helena Berg e-mail: helena.berg@zq.uni-mainz.de

場所: Zentrum für Qualitätssicherung und -entwicklung (ZQ)

Hochschulevaluierungsverbund Südwest e.V.

Tel.: +49- 6131 - 39 - 25 424

e-mail: gerlind.engel@zq.uni-mainz.de

通訳者: 磯部ベッカー幸恵

2010年度 先進的大学評価システム調査事業

海外大学における内部質保証に対する調査報告書（ヨーロッパ編）

イギリス キングズ・カレッジ・ロンドン, バーミンガム大学

ドイツ マインツ大学

発行日：2011年12月

発行人：法政大学総長室付大学評価室

室長 公文 溥

〒102-8160 東京都千代田区富士見 2-17-1

電話 03-3264-9903 FAX 033264-4077